傍聴要領

大船渡市水防協議会

1　傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2　会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなどして、議事を妨害しないこと。

(3) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りでありません。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。